

田子町男女共同参画計画

～ 手をつなぎ 共に歩もう ゆとりと活気のある町^{たっこ} ～



平成23年12月
田子町

【目 次】

第1章 基本的な考え方

1	計画の趣旨	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の位置付け	1
4	計画の期間	1

第2章 計画の内容

1	計画の基本目標	2
2	施策の体系	3
3	計画を推進するための施策の方向	4
	【基本目標Ⅰ】人権尊重と男女共同参画の「意識づくり」	4
	基本施策①男女共同参画に対する意識の醸成	5
	基本施策②学校などにおける男女平等教育の推進	6
	基本施策③国際理解の推進	7
	【基本目標Ⅱ】男女が共に能力を発揮できる「環境づくり」	8
	基本施策④意思決定過程への男女共同参画の促進	9
	基本施策⑤職場における男女共同参画の推進	10
	基本施策⑥農林商工業における男女共同参画の促進	11
	【基本目標Ⅲ】男女が共に生き生き暮らせる「まちづくり」	12
	基本施策⑦家庭での男女共同参画意識の醸成	13
	基本施策⑧あらゆる場における暴力行為の根絶	14
	基本施策⑨地域間交流などへの参画促進	15

第3章 計画の推進

1	計画推進体制の充実	16
	(1) 庁内推進体制の強化	16
	(2) 住民参画の促進	16
2	計画の進行管理	16

○参考資料

1	男女共同参画社会基本法	19
2	田子町男女共同参画計画策定の基本方針	25
3	田子町男女共同参画計画策定懇話会設置要綱	26
4	田子町男女共同参画庁内推進会議設置要綱	28

第1章 基本的な考え方

1 計画の趣旨

男女が互いに人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力をいかんなく発揮できる社会が男女共同参画社会とされています。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、国においては「男女共同参画社会基本法」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」などが制定され、着実に進展しています。しかし、依然として、男女の固定的な役割分担に関する国民の意識は根強くあり、日本の女性の地位や社会参画状況は低水準にあります。

一方、地域コミュニティの意識が薄れるなかで、少子高齢化の進展や経済情勢の変化、労働力不足への懸念などを背景に、社会に対する女性の参画が問われ、女性が社会の様々な局面において活躍することは、社会全体が求めていることと言えます。

こうした状況をふまえ、田子町男女共同参画計画は、本町の現状に即し町民一人ひとりの意識改革と新たな価値観の共有により、家庭や職場、地域社会における男女の対等な人間関係を構築するための指針として策定するものです。

2 計画の基本理念

「田子町男女共同参画計画」の基本理念は、国の「男女共同参画社会基本法」及び県の「新あおもり男女共同参画プラン21」の基本理念を根底に置き、「男だから、女だから」という固定的観念にとらわれることなく、一人ひとりが人間として平等に尊重され、互いに支え合い、あらゆる分野に参画して能力を発揮し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指して、次のとおりとします。

「認め合い、支え合い、輝き合い、みんなで築く男女共同参画社会」



3 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法に定められた市町村男女共同参画計画として位置付けます。また、国の「男女共同参画基本計画（第3次）」、県の「新あおもり男女共同参画プラン21」を踏まえるものとします。

さらに、本計画はまちづくりの様々な分野に及ぶため、本町の上位計画である「第5次田子町総合計画」や「田子町協働のまちづくり条例」などを踏まえ、個別計画や関連するすべての行政分野における施策との整合性を図りつつ、男女共同参画社会の実現を目指し策定するものです。

4 計画の期間

計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢等の変動により、本計画の内容が時勢に適應しない場合は、見直しを行うこととします。

第2章 計画の内容

1 計画の基本目標

本計画の基本理念に基づき、以下の3つの基本目標を掲げます。

《基本理念》

「認め合い、支え合い、輝き合い、みんなで築く男女共同参画社会」

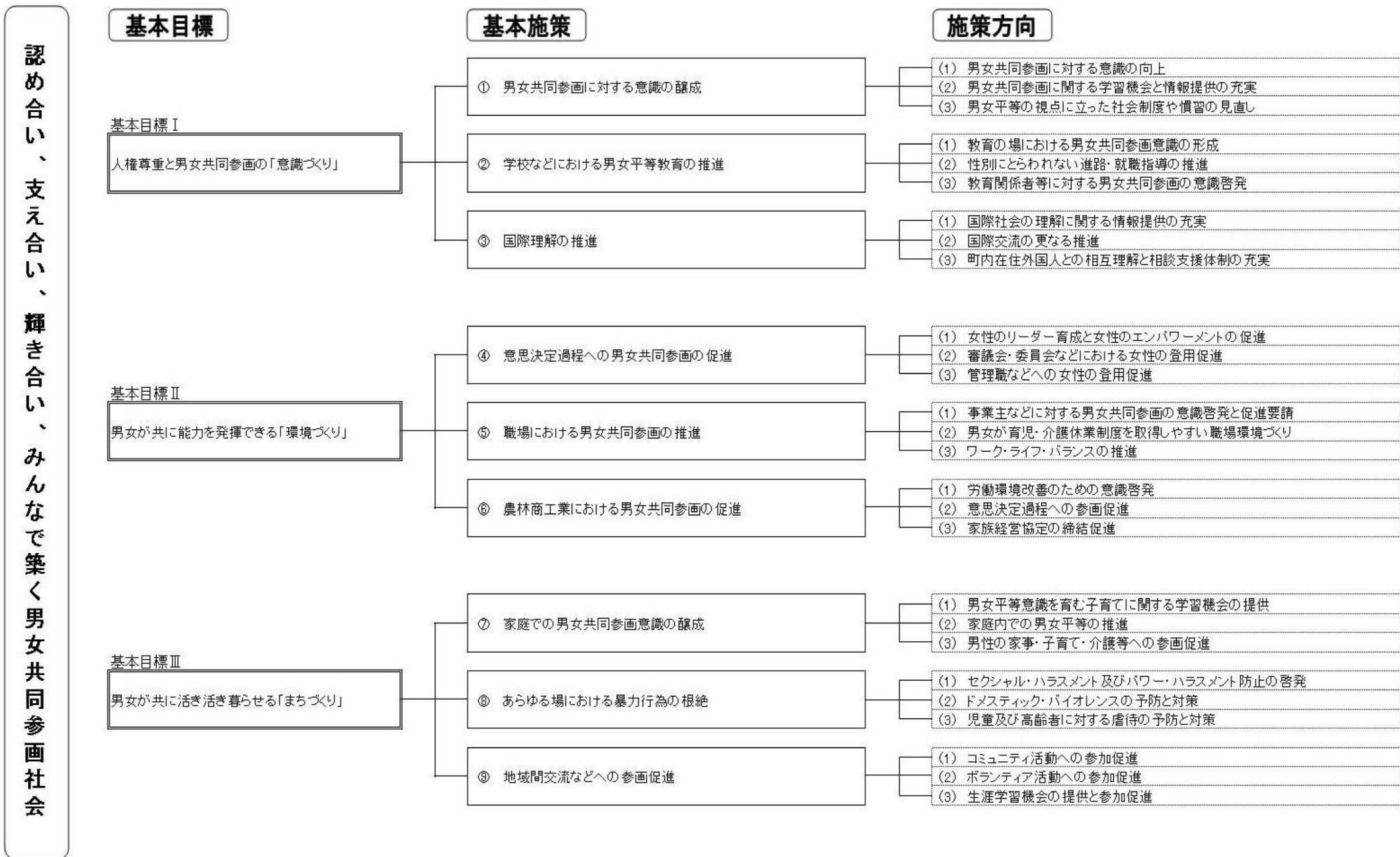
【基本目標Ⅰ】人権尊重と男女共同参画の「意識づくり」

【基本目標Ⅱ】男女が共に能力を発揮できる「環境づくり」

【基本目標Ⅲ】男女が共に生き生き暮らせる「まちづくり」



2 施策の体系



3 計画を推進するための施策の方向

【基本目標Ⅰ】人権尊重と男女共同参画の「意識づくり」

人権は、生涯において幸せで安心な生活を送るための誰もが持っている固有の権利です。日本国憲法第11条では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」とうたわれ、侵すことのできない永久の権利として保障されています。

しかし、すべての人が法の下に平等ではなく、日常生活では、「男は仕事、女は家庭」といった、性別による[※]固定的な役割分担意識や男女間の社会的・経済的な力の格差が性差別を生み出し、女性の人権に対する配慮に欠けることとなっています。

このことから、[※]男女共同参画社会を実現するためには、家庭・学校・地域などの様々な教育の機会を通じ、「男だから、女だから」という性別による差別をなくす意識を育み、一人の人間として尊重され、自分自身の生き方を自由に選択でき、男女が互いに認め合い支え合う社会へ向け、基本的人権の尊重と男女共同参画の意識づくりが求められます。

<基本施策>

- ①男女共同参画に対する意識の醸成
- ②学校などにおける男女平等教育の推進
- ③国際理解の推進



※固定的な役割分担意識

「男は仕事、女は家庭・育児・介護」「男性は主要業務、女性は補助的業務」というように、性別を理由として役割を固定的に考えることや、それに沿った役割を期待すること。個人の生き方を性によって狭めるものとして疑問視されている。

※男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

＜基本施策＞ ①男女共同参画に対する意識の醸成

町が将来に向けて、性別にとらわれず個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画への認識を深めるための啓発を行い、町民の意識改革を進めていくことが必要です。

現在も家庭や地域、職場などに根強く残っている性別による固定的な役割分担意識が、男女共同参画社会の実現を大きく妨げています。

これから先、男性も女性も様々なライフスタイルの選択が可能となり、何度でもチャレンジできる社会を築くため、男女共同参画の視点に立ち、今までの「男だから、女だから」といった性別による固定的役割分担や習慣の見直しを行うことが必要です。

◆施策方向◆

- (1) 男女共同参画に対する意識の向上
- (2) 男女共同参画に関する学習機会と情報提供の充実
- (3) 男女平等の視点に立った社会制度や慣習の見直し



<基本施策> ②学校などにおける男女平等教育の推進

男女共同参画社会の実現のためには、男女平等の意識を育むため、幼児・学校教育から生涯学習といった場にまで、充実した学習内容と機会を提供していくことが必要です。

特に、人権尊重を基盤にした男女平等観を持った人間を育てるためには、幼児教育や学校教育の場が果たす役割は大きなものがあります。

男女共同参画や人権尊重に基づいた教育の充実により、子ども一人ひとりの個性や能力を尊重し、男女共同参画意識を育むことが必要です。

◆施策方向◆

- (1) 教育の場における男女共同参画意識の形成
- (2) 性別にとらわれない進路・就職指導の推進
- (3) 教育関係者等に対する男女共同参画の意識啓発



＜基本施策＞ ③国際理解の推進

国の男女共同参画施策は、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進してきました。

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会の一員として広い視野を持ち、世界の動向について理解と関心を深めていくことが重要です。

国際化に対応した人づくり・まちづくりのために、国際交流協会と連携して、姉妹都市や友好都市との更なる交流を図ります。

また、町内在住外国人との相互理解を深めるため、日常生活のあらゆる場面において、コミュニケーションづくりを推進します。

◆施策方向◆

- (1) 国際社会の理解に関する情報提供の充実
- (2) 国際交流の更なる推進
- (3) 町内在住外国人との相互理解と相談支援体制の充実



【基本目標Ⅱ】男女が共に能力を発揮できる「環境づくり」

少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、ライフスタイルが変化する中で、男女共に自らの意思で社会に参画し、お互いを尊重し、支えあい、責任も分かちあう、バランスの取れた豊かで活力ある社会づくりが求められています。

しかし、現実には、女性が自らの能力を発揮するため社会に参画しようとしても、性別による固定的な役割分担意識により、家庭内において、育児・家事・介護など多くの負担を負っています。

また、多くの女性が様々な仕事に就いていますが、就労の場が必ずしも男女平等であるとは言えません。女性が働きながら安心して子どもを産むことができるように、職場環境を整備しなければ、働く意欲があっても仕事を辞めなければならない場合もあります。

このようなことから、男女とも家庭や社会における責任があり、性別によって初めからその役割が決まっているものではないことを理解し、互いに尊重し助け合い、社会のあらゆる活動に男女が対等な立場で参画する機会が確保されることが大切です。

男女が共に家庭と社会における責任を担い、女性を取り巻く労働環境の改善や職業能力の開発など、男女が共に能力を発揮できる環境づくりを進めます。

<基本施策>

- ④意思決定過程への男女共同参画の促進
- ⑤職場における男女共同参画の推進
- ⑥農林商工業における男女共同参画の促進



＜基本施策＞ ④意思決定過程への男女共同参画の促進

女性は、社会の様々な分野で役割を担っていますが、男女の固定的役割分担意識により、社会的方針決定の場への参画は低い状況にあります。

本町における地方自治法第202条の3に基づく各種審議会等の女性委員比率は、平成23年3月末現在で28%余りであり、男女が対等に参画している状況とは言えません。町民の半数以上が女性なので、政策の影響を受けるのも女性の方が多いこととなります。

町政に男女の意見がバランスよく反映されることが、男女共同参画社会の基本であり、政策・方針決定過程への女性の参画の機会が確保されることが必要です。

また、自治会などの地域活動、農林商工業などの経済活動、PTA活動などの社会活動では女性も多く関わっていますが、組織の主要ポストはほとんど男性といった状況です。

男女平等の視点に立ったまちづくりが求められる中、男女が各々の個性と能力を発揮し、共に参画できる環境づくりのため、積極的な改善措置を図り、女性自身の意識改革と人材育成にも取り組むことが必要です。

◆施策方向◆

- (1) 女性のリーダー育成と※女性のエンパワーメントの促進
- (2) 審議会・委員会などにおける女性の登用促進
- (3) 管理職などへの女性の登用促進

これからも、男性と女性でまちづくりを支えていくことが大事。



管理職に昇格したわ。
私の職場は性別ではなく、
個人の能力を重視するのよ。



※女性のエンパワーメント

女性の力を引き出すこと。女性が意思決定や実行の場へ参画し、社会的、経済的に自己決定力を身に付けて、力を持った存在となること。

＜基本施策＞ ⑤職場における男女共同参画の推進

近年、職場における女性の雇用環境は、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などが整備されているにも関わらず、依然として、人員配置や昇格・昇進などに男女格差があり、女性の雇用環境は厳しい状況にあります。

また、既婚女性の場合は、出産・子育てで仕事を中断し、子育てが一段落してから再び仕事に就く場合が多いため、男性との賃金格差も大きいのが実態です。

職場における男女平等を確立するため、働く女性が妊娠中や出産後も安心して働き続けられるよう、男性の育児休業取得の励行や※フレックスタイム制度の導入などによって、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進めていく必要があります。

男女が対等なパートナーとして、個人の能力を十分に発揮して、職場と家庭生活を両立し共に生き生きと働くことができる就業環境の整備について、意識啓発をしていくことが必要です。

◆施策方向◆

- (1) 事業主などに対する男女共同参画の意識啓発と促進要請
- (2) 男女が育児・介護休業制度を取得しやすい職場環境づくり
- (3) ※ワーク・ライフ・バランスの推進



職場の理解があるから、安心して出産・子育てができるね。

※フレックスタイム制度

1日の労働時間を、必ず勤務すべき時間帯(コアタイム)とその時間帯であればいつ入社・退社しても良い時間帯(フレックスタイム)とに分け、始業及び就業時間を労働者が自分で選択して働く制度のこと。

※ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。仕事と生活全般のバランスが取れた状態のことで、生活の中には、家庭生活だけでなく、地域活動やボランティアなど様々な活動が含まれる。

<基本施策> ⑥農林商工業における男女共同参画の促進

農林商工業に従事する女性は、産業の重要な構成員として、地域活性化に大きな役割を果たしています。

しかし、性別による固定的な役割分担意識から、経営や事業運営などはほとんど男性が担っているのが現状です。

また、仕事のほかに家事・育児・介護などの無償労働を強いられる一方で、家族経営が多いため、就労条件や待遇などが不明確な状態にあります。

こうした状況を解消するため、農林商工業に従事する女性の労働条件改善や事業の方針決定の場に積極的に参画できるよう、男女平等意識の啓発に努める必要があります。

◆施策方向◆

- (1) 労働環境改善のための意識啓発
- (2) 意思決定過程への参画促進
- (3) ※家族経営協定の締結促進



※家族経営協定

家族の農業経営について、経営方針や役割分担、収入の配分、休日・労働時間など、家族間でルールを作って文書化すること。

【基本目標Ⅲ】男女が共に生き生き暮らせる「まちづくり」

一人ひとりが、生涯を通じて生き生きと安心安全に暮らせる社会を築いていくためには、男女が共に参画してまちづくりを支えていく必要があります。

近年、ライフスタイルや価値観の多様化で、家族形態の変化が見られる中、従来からの固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、家事・育児・介護といった負担の多くは女性が担っているため、家庭でも男性優遇の意識を抱いていると思われます。家庭内での※ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待なども、社会問題となっています。

また、地域における自治会活動などでも、性別による役割分担意識が根強く残っており、男性のリーダーがほとんどを占め、女性の意思決定の場への参画は少ない状況です。

地域社会においても、各世代が男女共同参画社会についての問題を認識し、共に学び、課題解決に向けた意識の高揚を図っていくことが必要です。

このことから、あらゆる場面においても、社会の一員として一人の人間として尊重され、男女が共に健康で生き生きと輝いて暮らせるまちづくりを進めます。

＜基本施策＞

- ⑦家庭での男女共同参画意識の醸成
- ⑧あらゆる場における暴力行為の根絶
- ⑨地域間交流などへの参画促進



※ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦間や恋人間など、密接な関係にある人々の間における暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力や、言葉や行動による精神的暴力、性的暴力もある。

＜基本施策＞ ⑦家庭での男女共同参画意識の醸成

家庭での大人の生活習慣や教育姿勢は、子どもの心身の成長や人間形成に大きな影響を与えます。子どもが社会に出る前のコミュニティである家庭での教育が重要であるため、大人の責任が重大であると言えます。

また、家庭においては、男性も女性も、家事・育児・介護といった家庭での責任を担い、共に生活を支えていくことが大切です。

「男は仕事、女は家庭」といった、従来からの性別による固定的な役割分担意識について見直し、男女が共に家族の一員として、お互いに理解し、協力し合う意識の醸成を図り、家庭と仕事を両立できる環境をつくる必要があります。

このことから、人権尊重と男女平等の視点で、子どもの個性を尊重し、男女が共に協力し合って、自立能力や男女平等意識を育むための教育を推進します。

◆施策方向◆

- (1) 男女平等意識を育む子育てに関する学習機会の提供
- (2) 家庭内での男女平等の推進
- (3) 男性の家事・子育て・介護等への参画促進



＜基本施策＞ ⑧あらゆる場における暴力行為の根絶

暴力は人権侵害であり、被害者の人生に深刻な影響を及ぼすもので、決して許されるものではありません。暴力とは、肉体的な痛みを加えることだけでなく、いじめなどによる言葉や行動によるもの、相手の意思に反した強要、※セクシャル・ハラスメントなども含まれます。

また、地域や職場における差別の解消や労働条件の向上のために、セクシャル・ハラスメントや※パワー・ハラスメントの内容周知を図り、意識改革に向けた啓発が必要です。

近年、家庭内での、ドメスティック・バイオレンス(DV)や児童虐待が増えています。特に、DVは全国的に増加傾向にあり、未然防止や早期発見の取り組みなどを進めて行かなければなりません。

このようなあらゆる場における暴力行為の根絶に向けた意識啓発活動を促進し、被害者支援の充実を図ります。

◆施策方向◆

- (1) セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止の啓発
- (2) ドメスティック・バイオレンスの予防と対策
- (3) 児童及び高齢者に対する虐待の予防と対策

暴力では何も解決されない。
さまざまな暴力から守ろう！



※セクシャル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動により、相手方に不利益を与え、相手方の生活環境を害すること。性的な冗談、容姿のからかい、性的な中傷の流布、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触や性的関係の強要など。

※パワー・ハラスメント

職場などでの上下関係を利用した嫌がらせのこと。業務の域を超えたひどい罵倒、中傷、執拗で無理な要求など。

＜基本施策＞ ⑨地域間交流などへの参画促進

個人のライフスタイルや価値観が多様化する中で、地域住民同士の関わり方にも新しい意識が求められます。

地域活動は最も身近な社会参画の場であり、多くの女性も積極的に参加していくことが求められます。なぜなら、自治会などの地域活動の多くは、男性の役職者が中心となっているため、組織の責任ある地位への女性の登用が必要だからです。

誰もが安心安全で住みやすいまちづくりのため、男女が積極的に参加できる環境を整え、地域から男女共同参画を進め、住民の連携意識を育み、コミュニティ活動やボランティア活動、生涯学習機会への参加を促進します。

◆施策方向◆

- (1) コミュニティ活動への参加促進
- (2) ボランティア活動への参加促進
- (3) 生涯学習機会の提供と参加促進

一人ひとりが同じまちに暮らす仲間。
一緒に暮らしやすいまちをつくろうよ！



第3章 計画の推進

1 計画推進体制の充実

(1) 庁内推進体制の強化

男女共同参画社会の実現のため、本計画を推進し目標を達成していくには、課題や施策が多岐にわたり、行政のあらゆる分野に及んでいることから、職員一人ひとりが男女共同参画に対する意識を高め、庁内横断的な組織の設置についても検討し、行政全体として推進する体制を整備します。

今後、男女がともに社会参画するうえで、不明な点や解決すべき問題の解消について、それらに対応し支援する窓口や体制を明確化します。

また、計画策定や事業実施、管理職や委員の登用など、あらゆる場面において男女共同参画を意識した取り組みを図ります。

(2) 住民参画の促進

男女共同参画社会を実現するためには、地域に密着した住民の視点で、さまざまな問題や解決策を提起し、行政と住民が協力し推進していく体制が必要であります。

広報紙やケーブルテレビなどを通じて、地域全体（住民・学校・事業者等）へ積極的な情報提供を行うとともに、講演会や研修会等を開催し、意識の高揚や啓発に努めます。

また、男女共同参画の推進に関する学習機会を継続的に提供し、地域の男女共同参画の推進役となる人材の育成に努めます。

2 計画の進行管理

本計画を円滑に推進するため、庁内関係各課等の実施する施策・事業について、推進状況を確認する住民を交えた組織等の設置を検討しながら、男女共同参画の取り組み状況を確認し、必要の都度、進捗状況の公表に努めます。

また、意識調査などの実施により住民の意向を把握し、計画内容が時勢に合致しているかを適宜精査しながら、必要な改訂を行い、計画の進行管理に努めます。



参 考 资 料

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

平成11年6月23日交付

改正 平成11年7月16日法律第102号

平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これ

を国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要

な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

- 第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

田子町男女共同参画計画策定の基本方針

1. 計画策定の趣旨

男女が互いに人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力をいかんなく発揮できる社会が男女共同参画社会とされています。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、国においては「男女共同参画社会基本法」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」などが制定され、着実に進展しています。しかし、依然、男女の固定的な役割分担に関する国民の意識は根強く、日本の女性の地位や社会参画状況は低水準にあります。

一方、地域コミュニティの意識が薄れるなかで、少子高齢化の進展や経済情勢の変化、労働力不足への懸念などを背景に、社会に対する女性の参画が問われ、女性が社会の様々な局面において活躍することは、社会全体が求めていることといえます。

「田子町男女共同参画計画」は、こうした状況をふまえ、本町の現状に即し住民一人ひとりの意識改革と新たな価値観の共有により、家庭や職場、地域社会における男女の対等な人間関係を構築するための指針として策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法に定められた市町村男女共同参画計画として位置づけます。また、国の「男女共同参画基本計画（第3次）」と青森県における「あおもり男女共同参画プラン21」を踏まえるものとします。

さらに、本計画はまちづくりのさまざまな分野に及ぶため、「田子町協働のまちづくり条例」を踏まえ、「田子町第5次総合計画」などの本町の上位計画、個別計画や関連するすべての行政分野における施策との整合性を図りつつ、男女共同参画社会の実現をめざし策定するものです。

3. 計画の期間

計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。

4. 策定の方法

本計画は幅広い住民参加による計画策定体制とするため、住民代表と学識経験者で組織する「田子町男女共同参画計画策定懇話会」により町民の意見を反映して策定します。

また、男女共同参画の総合的かつ効果的な政策を推進するため、庁内の推進体制として「田子町男女共同参画庁内推進会議」を設置し、また、計画内容の調査検討のため、庁内検討委員会を設置し、全庁的に計画の策定に取り組むこととします。

5. 策定スケジュール

田子町男女共同参画計画は、平成23年度に策定します。

田子町男女共同参画計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 田子町における男女共同参画社会の形成の促進に資するため、田子町男女共同参画計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 田子町男女共同参画計画（以下「計画」という。）の協議に関する事
- (2) 計画に関する調査及び研究
- (3) その他、懇話会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、20人以内の委員で構成する。

2 委員は、住民及び学識経験者のうちから町長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は、町長が委嘱した日から平成24年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月25日から施行する。

田子町男女共同参画計画策定懇話会委員名簿

団体等の名称	氏名	備考
田子町連合PTA会員	小島 寛崇	
田子町連合PTA会員	佐藤 美智子	
田子町連合婦人会会長	坂本 暁子	
田子町商工会副会長	熊谷 和広	会長
田子町商工会女性部部长	橋本 礼子	
(福) 田子町社会福祉協議会	西村 由美子	副会長
八戸農業協同組合田子支店	宮村 ちえ	
(福) 吉幸会 みろく苑	高館 誠	
(財) 田子町にんにく国際交流協会	佐藤 恵子	
農業者代表	佐藤 富栄	家族経営協定実践者
農業者代表	山本 わか	VICウーマン
学識経験者	佐野 房	元) 青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会長
学識経験者	坂本 晴美	田子町立上郷小学校教頭
住民代表	五十嵐 昭子	
住民代表	久保 はるみ	
住民代表	大坊 久美子	
住民代表	山崎 順子	

17名

田子町男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画による社会の形成を目指し、総合的かつ効果的な政策を推進するため、庁内の推進体制として、田子町男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 田子町男女共同参画計画の策定に関すること
- (2) 男女共同参画推進に係る関係課間の相互の連絡調整に関すること
- (3) その他男女共同参画推進施策に関して、必要と認められること

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長には町長、副会長は副町長及び教育長を充てる。

3 委員には、課長等を充てる。ただし、会長が必要があると認めるときは、その他の関係職員を充てることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議を総括し、推進会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(庁内検討委員会)

第6条 推進会議に付すべき事項を必要に応じてあらかじめ調査・検討するため、推進会議に庁内検討委員会（以下「検討委員会」）を置く。

2 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員が不在等のときは、あらかじめ委員に指定された者が出席することができる。

4 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議及び検討委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月25日から施行する。

田子町男女共同参画計画庁内検討委員会の運営要領

(設置)

第1条 田子町男女共同参画庁内推進会議設置要綱に基づき、庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置くものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、「田子町男女共同参画計画策定の基本方針」の規定に基づき、男女共同参画計画の素案を作成するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、各課等から選任された職員をもって構成する。

2 委員は、各課等から男女職員各1名ずつの選任を基本とする。

3 委員の選任にあたり、推進会議委員を除く主幹級以上の職員を選任するものとする。

4 委員の任期は平成24年3月31日までとする。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成23年7月25日から施行する。

田子町男女共同参画庁内推進会議委員名簿

役 職 名	氏 名	備 考
町 長	松 橋 良 則	会 長
教 育 長	秋 元 正 孝	副 会 長
総 務 課 長	中 村 見 俊	
町 民 課 長	北 田 騰	
福 祉 課 長	藤 村 幸 栄	
経 済 課 長	高 沢 靖 直	
会 計 管 理 者	原 昌 徳	
水 道 課 長	中 澤 一 郎	
教 育 課 長	山 崎 一 義	
議 会 事 務 局 長	山 崎 美 代 志	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	嶋 澤 壽 雄	
保 健 福 祉 支 援 セ ン タ ー 所 長	柴 田 徳 一	
診 療 所 事 務 長	工 藤 照 夫	
た っ こ に ん に く 振 興 室 長	中 村 成 行	

14名

田子町男女共同参画庁内検討委員会委員名簿

課 名	職 名	氏 名	備 考
総務課	総務G L	山本 俊次	委員長
	主幹	山本 美智子	
町民課	主幹	富岡 勝栄	
	主幹	日野沢 史子	
福祉課	主幹	中沢 妙子	
保健福祉支援センター	主任保健師	酒井 千鶴子	
経済課	主幹	三田 浩	
	主幹	尾形 亜紀子	
たっこにんにく振興室	主査	戸川 修一	
教育課・学校給食センター 図書館	主幹	稲村 カホル	
	主幹	坂下 勝彦	
幼稚園	教頭	池田 良	副委員長
水道課・出納室 議会事務局・農業委員会	主幹	加藤 典生	
	主幹	田中 みつ子	
診療所・老健たっこ	管理医事G L	福田 博実	
計			

15名

